

平成20年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	平成20年11月11日（火）最高裁判所公平審査室
委員	<p>委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授）</p> <p>委員長代理 浦江 真人（東洋大学工学部准教授）</p> <p>委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部准教授）</p> <p>都甲 和幸（経理局営繕課首席技官）</p> <p>大村 信之（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事 1 『平成 20 年度上半期総合評価落札方式の状況について』

平成 20 年度上半期総合評価落札方式の状況について報告。(意見等なし)

議事 2 『評価基準の一部見直しについて』

評価基準の一部見直しについて説明。

「(項目)配置予定技術者の能力(評価項目)同種工事の施工経験」について、「主任(監理)技術者又は現場代理人以外の同種工事の施工実績」がある場合には、欠格とならないように変更。(委員会了承)

議事 3 『札幌地家裁小樽支部庁舎新営工事の概要について』

新営工事の概要について説明。(意見等なし)

議事 4 『札幌地家裁小樽支部庁舎新営建築工事の総合評価について(評価項目,評価基準等)』

新営建築工事の総合評価について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

工事全般の施工計画についてであるが、これは下手な提案をすると欠格になる場合があるのか。

【事務局】

法令違反となる提案,設定した評価項目と全く関係がない提案等は,欠格となる場合がある。

【委員】

特に加点すべき工夫が見られない場合は 0 点であるが,何も提案が出されなかった場合はどうなるのか。

【事務局】

未提出の場合は欠格になる。

【委員】

施工計画等の提案に係る評価点は全体で 30 点ということであるが,評価項目全体の中で占める割合はどのぐらいか。

【事務局】

評価項目全体の満点が 46 点であり,その中の 30 点ということになる。

【委員】

工事成績評定は,最高裁部内の仕組みに沿ってやっているのか。

【事務局】

工事が完成したら工務検査官等が工事成績評定を行う仕組みになっている。

【委員】

工事成績は,企業には分かるのか。

【事務局】

企業には工事成績評定の結果が通知される。

**【委員】**

工事成績について、総合評価に関してペナルティが課せられたということに対する不服申立の仕組みはどのようなものであるか。

**【事務局】**

不服申立がある場合は、裁判所内部の委員会で検討して回答する。さらに不服申立がある場合は、経理局長が入札監視委員会の意見に基づいて回答するというになっている。

**議事5 『その他』**

入札スケジュール等について説明。(意見等なし)